

## 会計検査院規則第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十六条の規定に基づき、会計検査院の保有する個人情報情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院の保有する個人情報情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

会計検査院の保有する個人情報情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成十七年会計検査院規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百二十四条」を「第二百二十六条」に改める。

## 附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

新旧対照

◎会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成17年  
会計検査院規則第5号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>第一条 院長は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第二百二十六条</u>の規定により、事務総長、事務総局次長又は局長に法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>第一条 院長は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）<u>第二百二十四条</u>の規定により、事務総長、事務総局次長又は局長に法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。</p> <p>第二条 （同左）</p>